

令和7年度防災アプリ（ツナガル+）普及促進業務委託 仕様書（案）

1 件 名

令和7年度 防災アプリ（ツナガル+）普及促進業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

市民局防災・危機管理部地域防災課

4 業務の目的

「ツナガル+」は、災害時に役立つ市の防災アプリで、災害が発生すると自動的に災害モードに切り替わり、避難所の開設状況や、混雑具合などが分かるほか、在宅避難や車中泊など、市が開設する避難所以外の場所に避難している人も市に支援を求めることができる。

平常時でも、浸水や土砂災害などの危険度、避難所の情報（位置、ペット同行の可否、避難経路）などをマップ上で確認することができる。

能登半島地震でも課題となった、孤立避難者の効率的な把握、支援をはじめ、災害時において、被災者がより適切な避難行動を取り、行政が避難者への支援をより円滑に行うために有用なアプリであることから、より多くの市民等に、その有用性を認識してもらい、「ツナガル+」をダウンロードしてもらうために、本業務を実施するもの。

キャンペーン期間中の新規ダウンロード数の目標は、1.5万件以上とする。

※防災アプリ「ツナガル+」紹介ページ

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/t_bousai/tsunagaru_plus.html

※防災アプリ導入数 約21万件（令和8年10月末時点）

5 業務内容

(1) 景品付ダウンロードキャンペーンの企画・実施業務

- ①キャンペーンの対象者は、「ツナガル+」をダウンロードしていない市民や福岡市への通勤・通学者とする。
- ②キャンペーン実施期間は、有効と考える期間を設定すること
- ③外部サイトによるキャンペーンサイト及び応募フォームを作成し、応募者からの問い合わせに対応すること。
- ④「ツナガル+」アプリの機能及び本キャンペーンの周知・広報を実施すること
※福岡市公式ホームページ（防災情報等）や福岡市公式SNS（インスタグラム、ツイッター、フェイスブック）等の利用も可能。ただし、SNS広告を

行う場合、公式アカウントは使用不可のため、別途アカウントを作成すること。

- ⑤キャンペーン当選者については、市がキャンペーン期間中のダウンロード者に対して付与するキャンペーンコードにより、応募者の資格の有無を判別し、有資格者の中から公平な方法により抽選を実施し、決定すること。

当選者の抽選方法及びその結果については、市の確認を得ること。

※キャンペーンコードの付与及びアプリ上へのコード表示機能の実装については、発注者にて実施するため、業務内容に含まない。なお、キャンペーンコードはユーザー固有の番号である。

- ⑥当選者への景品は、市民の防災の備えを促進するもの（例：備蓄物資や防災用品、防災カタログギフトなど ※現金や金券、電子マネーなどのデジタル通貨は不可）を選定・調達すること。景品の種類・数、当選者数については、本事業の目的達成に有効なものとする。

景品は、市の防災備蓄品（次表）の活用も可能とするが、その場合は、埋蔵文化財センター月限収蔵庫（福岡市博多区月限一丁目13-17）にて、市から引き渡しを受けること。

商品名等	数量	消費期限
パン（チョコ/ブルーベリー/ミルク）	各 1000 個	2029/2/28
味飯（五目/海の幸/野菜）	各 2000 個	2029/1/31
白粥	2000 個	2029/1/31
非常用飲料水（500ML）	2400 本	2028/8/24
ゼリー	4000 食	2028/8/1
野菜ジュース	3000 本	2027/4/20

- ⑦当選者への連絡、景品の発送を行うこと。当選者への問い合わせに対応すること。

(2) 実績報告書の作成

キャンペーン終了後、実施した各業務に対するその成果や効果等を検証した報告書を作成すること。

(3) 前各号に付帯する必要な業務

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務を通じて制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 制作物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。受託者は成果物等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。

7 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、本市の競走入札参加停止期間中及び排除措置期間中であつてはならない。

9 留意事項

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ決定する。